

公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の
財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例

平成 22 年 3 月 12 日
改正 平成 24 年 4 月 10 日
改正 平成 25 年 1 月 15 日
最終改正 平成 28 年 9 月 27 日
日本公認会計士協会

目 次

	項番号
I 本実務指針の適用範囲	
1. 適用範囲	1
2. 背景	4
3. 定義	7
II 財務報告の枠組み	
1. 公益法人会計基準を適用する財務諸表の監査と財務報告の枠組みの受入可能性の判断	8
2. 財務報告の枠組み	9
3. 法令等に定める財務諸表及び監査対象	12
(1) 公益社団・財団法人	13
(2) 移行法人	15
4. 任意監査における監査対象	17
III 監査上の取扱い	
1. 監査上の留意事項	18
(1) 貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表	18
(2) 財産目録	23
(3) 過年度遡及会計基準	24
2. 公益法人会計基準適用時の取扱い	25
IV 適 用	26
付録 独立監査人の監査報告書の文例	

《 I 本実務指針の適用範囲 》

《 1. 適用範囲 》

1. 本実務指針は、公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における法定監査及びこれに準ずる監査上の取扱いについて取りまとめたものである。
2. 本実務指針の適用に際し関連する監査基準委員会報告書は、主に以下のとおりである。
 - ・ 監査基準委員会報告書 210 「監査業務の契約条件の合意」
 - ・ 監査基準委員会報告書 700 「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
 - ・ 監査基準委員会報告書 705 「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
 - ・ 監査基準委員会報告書 706 「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」なお、適用に際しては、本実務指針に記載されている監査基準委員会報告書のみでなく、個々の監査業務に関連する全ての監査基準委員会報告書と併せて理解することが求められる(監査基準委員会報告書 200 第 21 項)。
3. 本実務指針は、監査基準委員会報告書に記載された要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであり、新たな要求事項は設けていない。

《 2. 背景 》

4. 従来、旧民法第 34 条に基づき設立運営されていた公益法人においては、平成 20 年 12 月 1 日以降、同日より施行された公益法人制度改革関連三法に基づき運営されている。一方、この新制度を踏まえた会計基準が平成 20 年 4 月 11 日に内閣府公益認定等委員会により公益法人会計基準として定められ、原則として、平成 20 年 12 月 1 日以後開始する事業年度から適用するものとされたことから、本実務指針は、平成 22 年に、公益社団・財団法人、移行法人及び一般社団・財団法人(移行法人を除く。)の財務諸表監査において、公益法人会計基準に対応した監査報告書を作成するための一般的指針として作成したところである。
5. 今般、平成 28 年 3 月 23 日に公益法人の会計に関する研究会(内閣府公益認定等委員会)より 27 年度報告が公表されたことから、27 年度報告に基づく新たな措置のうち過年度遡及会計基準に係る監査上の取扱いを本実務指針に追加した上で、形式的な変更を行った。

なお、27 年度報告は、内閣府公益認定等委員会が「26 年度報告と同様、公益法人会計基準(平成 20 年 4 月 11 日 内閣府公益認定等委員会)及び公益法人会計基準の運用指針(同)を補完するものとして取りまとめ、これを公表することとしたもの」であることに留意されたい。
6. 本実務指針の取りまとめに当たっては、Ⅱにおいて、財務報告の枠組みについて言及し、Ⅲにおいて、監査報告書の文例を作成する前提として監査上の取扱いについて検討を行い、付録の文例を作成した。

《 3. 定義 》

7. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「公益法人制度改革関連三法」－一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号）（以下「一般社団・財団法人法」という。）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号）（以下「認定法」という。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）（以下「整備法」という。）
- (2) 「一般社団・財団法人法施行規則」－一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年 4 月 20 日法務省令第 28 号）
- (3) 「認定法施行規則」－公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年 9 月 7 日内閣府令第 68 号）
- (4) 「整備法施行規則」－一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則（平成 19 年 9 月 7 日内閣府令第 69 号）
- (5) 「公益認定等ガイドライン」－公益認定等に関する運用について（平成 20 年 4 月 内閣府公益認定等委員会）
- (6) 「27 年度報告」－平成 27 年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について（平成 28 年 3 月 23 日内閣府公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会）
- (7) 「公益社団・財団法人」－認定法第 2 条第 3 号に定めのある公益法人
- (8) 「公益法人」－運用指針 2. ①から④に定めのある法人
- (9) 「移行法人」－整備法第 123 条第 1 項に定めのある移行法人（公益目的支出計画の実施が完了していない一般社団・財団法人）
- (10) 「一般社団・財団法人（移行法人を除く。）」－一般社団・財団法人法の規定に基づき設立された法人（移行法人を除く。）
- (11) 「過年度遡及会計基準」－企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（平成 21 年 12 月 4 日 企業会計基準委員会）
- (12) 「公益法人会計基準」－公益法人会計基準について（平成 20 年 4 月 11 日 内閣府公益認定等委員会、平成 21 年 10 月 16 日改正）
- (13) 「運用指針」－「公益法人会計基準」の運用指針（平成 20 年 4 月 内閣府公益認定等委員会、平成 21 年 10 月改正）

《Ⅱ 財務報告の枠組み》

《1. 公益法人会計基準を適用する財務諸表の監査と財務報告の枠組みの受入可能性の判断》

8. 公益法人会計基準は、公益法人制度改革関連三法を踏まえた会計基準として整備されており、

そこでは財務諸表の範囲を貸借対照表（貸借対照表内訳表を含む。）、正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表を含む。）及びキャッシュ・フロー計算書としている。また、財務諸表の範囲外ではあるが、附属明細書及び財産目録についても作成が求められている。

本実務指針では、公益法人会計基準を適用した財務諸表について法定監査を実施した場合に、監査対象となる書類を、公益社団・財団法人、移行法人及び一般社団・財団法人（移行法人を除く。）別に整理し、それぞれの監査報告書の文例を示した（付録参照）。

ただし、財務諸表の作成に係る財務報告の枠組みは、経営者の責任により選択するものであるため、例えば、公益認定申請を予定していない新規設立の一般社団・財団法人など行政庁に財務諸表を説明する必要がない一般社団・財団法人であって、主たる事業が対価を伴う事業を実施するなど企業と同様の事業を行っている法人が、公益法人会計基準ではなく、企業会計の基準を選択適用することが事業の実態等をより適切に表していると判断する場合などは、企業会計の基準を採用することもあり得ると考えられる。監査人は、監査基準委員会報告書210第4項(1)に従い、財務諸表の作成において適用される財務報告の枠組みが受入可能なものであるかどうかを判断することが求められており、この判断に当たって、適用されている会計基準を含む財務報告の枠組みが適切であることに留意が必要である。

《 2. 財務報告の枠組み 》

9. 一般社団・財団法人の会計は、「その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うもの」とされている（一般社団・財団法人法第119条、第199条）。さらに、一般社団・財団法人法施行規則においても「一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない」旨が規定されている（一般社団・財団法人法施行規則第21条）。

また、公益社団・財団法人の会計は、「一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行をしん酌しなければならない」とされている（認定法施行規則第12条）。

ここで「一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準」は公益法人会計基準を含むものと解されており、第5項に示した基準設定の経緯からも、公益法人会計基準は法令により規定された財務報告の枠組みとして取扱うことが適切と考えられる。

これらの法令により規定されている財務報告の枠組みは、反証がない限り、一般目的の財務諸表のために受入可能であると推定される（監査基準委員会報告書210のA9項）。

10. なお、27年度報告では、企業会計基準の公益法人への適用の可否に関し、「それぞれの基準の趣旨や内容に照らし、公益法人の自己規律の確保、関係者への情報開示、行政庁による監督の必要性等の観点から、法人における運営実務上の負担にも配慮しつつ個別に検討した結果」、その特性に合わせた取扱いを定めているが、実質的に多くの企業会計基準は公益法人会計基準でも適用されている。また、公益法人会計基準では、「その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項」として追加開示が求められている。

11. したがって、公益法人会計基準を適用した財務諸表は、一般目的として受入可能であり、また、公益法人会計基準は、監査基準委員会報告書200第12項(13)に規定する適正表示の枠組みの要件を満たしていると考えられるため、一般目的・適正表示の枠組みであると考えられる。

《 3. 法令等に定める財務諸表及び監査対象 》

12. 会計監査人を設置する一般社団・財団法人（＊１）においては、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及びその附属明細書について会計監査人の監査を受けなければならない（一般社団・財団法人法第 124 条第 2 項第 1 号、第 199 条）。また、会計監査人を設置する公益社団・財団法人（＊２）においては、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）とその附属明細書に加えて財産目録とキャッシュ・フロー計算書（＊３）について会計監査人の監査を受けなければならない（認定法第 23 条、認定法施行規則第 40 条）。

これらに加え、貸借対照表、損益計算書及び財産目録の作成について、法人の種類ごとに次のような定めがある。

《(1) 公益社団・財団法人》

《①貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）》

13. 法人が収益事業等の利益額の 50%超を公益目的事業財産へ繰り入れる場合は、公益社団・財団法人の貸借対照表について内訳表での区分経理が求められる（公益認定等ガイドライン I-5 (3)）。また、公益社団・財団法人の損益計算書（公益認定等ガイドライン I-5 (1) の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）では事業費に係る区分に、公益目的事業に係る事業費及び収益事業等に係る事業費の項目を設けることになる（認定法施行規則第 30 条第 2 項、第 6 項）。これらの具体的方法として内訳表の作成が想定されていることから、内訳表は監査対象となる。

なお、法人が収益事業等の利益額の 50%超を公益目的事業財産へ繰り入れるか否かは各事業年度ごとに判断することになるが、一旦 50%超の繰り入れを行った場合には、その後の繰り入れが 50%にとどまったときにでも、継続性の観点から区分経理を維持することが適当とされている（新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問（FAQ）（内閣府）問 V-2-②）。上記に従い、法人が引き続き貸借対照表内訳表を作成している場合は、監査の継続性の観点から、公益目的事業財産の繰入割合にかかわらず、貸借対照表内訳表について、監査対象として取り扱うものとする。

以上から、監査報告書の文例では、財務諸表監査の対象の記載について、認定法第 23 条及び認定法施行規則第 40 条に明記されている書類と、それ以外の書類（貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表）を区分して記載している。

《②財産目録》

14. 公益社団・財団法人では公益目的保有財産を貸借対照表又は財産目録において区分表示することが求められている（認定法施行規則第 25 条）。実務上、公益認定等ガイドライン I-8 及び運用指針の様式により財産目録の「使用目的等」で明示することが想定されている。財産目録の様式では、「貸借対照表科目」、「場所・物量等」、「使用目的等」及び「金額」を記載するものとされている。このうち、「貸借対照表科目」及び「金額」については、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準に準拠して、貸借対照表と整合して作成されるものである。

また、「使用目的等」においては、「公益目的保有財産」、「不可欠特定財産」、「資産取得資金」及び「特定費用準備資金」についてその旨を明示することが、運用指針の記載上の留意事項で求められている。これらは公益認定との関連において重要な項目であり、実務上、「使用目的等」については公益認定関係書類（＊４）と整合して作成されるものである。

会計監査人を設置する公益社団法人・財団法人は、財産目録についても、監査を受けなければならない（認定法第 23 条、認定法施行規則第 40 条）。したがって、監査報告書の文例上、財産目録も会計監査人の意見の対象としている。ただし、公益法人会計基準では財産目録が財務諸表の範囲には含まれていないことから、財務諸表に対する意見とは区分した「財産目録に対する意見」区分を設け、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類（* 4）と整合して作成されているかについて意見を表明することとした。

なお、「場所・物量等」については、監査対象には馴染まないことからその対象から外すこととした。

《(2) 移行法人》

15. 移行法人は、貸借対照表において実施事業資産を、また、損益計算書（公益認定等ガイドラインⅡ－４の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）において実施事業等に係る額を明らかにしなければならない（整備法施行規則第 42 条）。これらの額を明らかにする具体的方法として内訳表の作成が想定されているものであり、内訳表は監査対象となる。

以上から、監査報告書の文例では、監査の対象の記載について、一般社団・財団法人法第 124 条第 2 項第 1 号に明記されている書類と、それ以外の書類（貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表）を区分して記載している。

16. 以上の内容を、公益認定等ガイドライン等に従って、公益法人会計基準における名称に置き換えて整理すると、公益法人会計基準を適用した財務諸表について法定監査を実施する場合の監査の対象は、次のとおりである。

法人の種類	監査の対象	根拠条文
公益社団・財団法人 （* 2）	<財務諸表監査> (1) 財務諸表 ① 貸借対照表（貸借対照表内訳表を含む。） ② 正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表を含む。） ③ キャッシュ・フロー計算書（* 3） ④ 財務諸表に対する注記 (2) 附属明細書 <財産目録に対する意見> ・ 財産目録（「貸借対照表科目」、「使用目的等」及び「金額」の欄に限る。）	認定法第 23 条 一般社団・財団法人法第 124 条第 2 項第 1 号、第 199 条 認定法施行規則第 30 条第 2 項、第 6 項、第 40 条
移行法人	(1) 財務諸表 ① 貸借対照表（貸借対照表内訳表を含む。） ② 正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表を含む。） ③ 財務諸表に対する注記 (2) 附属明細書	一般社団・財団法人法第 107 条第 1 項、第 124 条第 2 項第 1 号、第 197 条、第 199 条

		整備法施行規則第42条
一般社団・財団法人 (移行法人を除く。) (*1)	(1) 財務諸表 ① 貸借対照表 ② 正味財産増減計算書 ③ 財務諸表に対する注記 (2) 附属明細書	一般社団・財団法人法第107条第1項、第124条第2項第1号、第197条、第199条

(*1) 一般社団・財団法人法では、大規模一般社団・財団法人（負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の法人）は会計監査人を置かなければならないとされている（一般社団・財団法人法第62条、第171条）。また、大規模一般社団・財団法人以外の一般社団・財団法人は、自主的に定款で会計監査人の設置を定めることができることとされている（一般社団・財団法人法第60条第2項、第170条第2項）。

(*2) 認定法では、公益認定の基準として、原則、会計監査人を置くことが定められているが、収益の部に計上した額の合計額が1,000億円以上、費用及び損失の部に計上した額の合計額が1,000億円以上、負債の部に計上した額の合計額が50億円以上のいずれにも該当しない法人はこの限りでないとされている（認定法第5条第12号ただし書、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年9月7日政令第276号）第6条）。

(*3) 認定法第5条第12号の規定により会計監査人を設置しなければならない公益社団・財団法人以外の法人は、キャッシュ・フロー計算書を作成しないことができることとされている（認定法施行規則第28条第1項第1号）。

(*4) 公益認定関係書類とは、法人が公益認定等を受けるために行政庁に提出する書類であり、公益認定申請書・移行認定申請書、変更認定申請書、変更届出書、公益社団・財団法人の事業報告等の提出書類をいう。

《 4. 任意監査における監査対象 》

17. 特例民法法人にあっては、「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日 公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上（公益法人会計基準を採用する場合は、経常収益が10億円以上）の法人に対し、公認会計士等（公認会計士又は監査法人をいう。）による監査を受けるように要請されている（*5）。

会計監査人を置かなければならない法人は、「3. 法令等に定める財務諸表及び監査対象」の（*1）及び（*2）に記載したとおりであるが、公益認定の基準の一つである経理的基礎や財務諸表等の適正性を確保するためには、新制度への移行後に会計監査人を設置しない法人であっても、法人が自主的に引き続き任意監査としての財務諸表監査を受けることが望ましい。この場合の監査対象は、法定監査に準ずることが適当である。

（*5）「特例民法法人の指導監督について」（平成20年11月11日 公益法人等の指導監督等に関

する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)により、旧民法第34条に基づき設立運営されていた公益法人は「特例民法法人」に読み替えることとされた。

《Ⅲ 監査上の取扱い》

《1. 監査上の留意事項》

《(1) 貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表》

18. 内訳表は、公益社団・財団法人における公益目的事業や移行法人における実施事業といった各法人の重要な財務情報を利害関係者に対し公開するものである。会計監査人はこのような趣旨を踏まえ、内訳表に重要な虚偽表示があるか否かという点に関し意見表明するものである。

19. 公益社団・財団法人における公益目的事業及び移行法人における実施事業の区分については、法人が新制度への移行において申請し、公益認定等委員会（又は都道府県合議制機関）が認定・認可した事業に区分されるものであるから、監査上は所与のものとして取り扱うものとする。

20. 監査人はリスク評価の過程で、監査人の判断により、識別した重要な虚偽表示リスクが特別な検討を必要とするリスクであるかどうかを決定しなければならない（監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」第26項）。

内訳表における各会計区分の費用計上額の妥当性に関する監査上の留意点は、企業の原価配分や間接費配分の監査と同様のものと考えられる。すなわち、各会計区分への計上は、直接関係が見いだせる損益の直課、間接費・共通費については法人が実態に応じて定めた配賦基準（建物面積比、職員数比、従事割合、使用割合等）に基づく配賦により行われるものであり、企業の原価計算における間接費・共通費の配賦の問題と同様である。ただし、公益目的事業比率が50%に限りなく近い公益社団・財団法人は、公益目的事業比率の数値を不正に操作する誘因について、不正リスク要因（監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」第23項）に当たることから留意が必要であり、各会計区分への集計や配賦基準、配賦計算の妥当性について、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱う場合があることに留意する。

21. 公益目的事業比率を算定する上で「事業費」及び「管理費」のいずれにも共通して発生する関連費用の配賦については適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならないとされ（認定法施行規則第19条）、公益認定等ガイドラインにおいて参考となる配賦基準が示されている。当該配賦基準及び配賦割合については公益認定申請書類に記載されるが、申請書に記載の配賦割合は飽くまでも予算ベースでのものであることから、内訳表の作成に当たっては当該配賦割合が実績に基づいたものとなるように留意する必要がある。

22. 公益社団・財団法人においては収益事業等会計の利益から法人会計の費用のうち収益事業等に係る費用を控除した額の50%又は50%超を公益目的事業財産に繰り入れる必要があることに留意する（認定法第18条、認定法施行規則第24条、公益認定等ガイドラインI-5(2)(注1)、(3)）。

《(2) 財産目録》

23. 財産目録が公益認定関係書類と整合して作成されているかについては、具体的には「使用目的

等」における「公益目的保有財産」、「不可欠特定財産」、「資産取得資金」及び「特定費用準備資金」が公益認定関係書類と整合して記載されているか否かを検証することとなり、次のような書類との照合が想定される。

項 目	公益認定関係書類の例
公益目的保有財産	公益認定申請書・移行認定申請書、変更認定申請書、変更届出書、公益社団・財団法人の事業報告等に係る提出書類
不可欠特定財産	公益認定申請書・移行認定申請書、変更認定申請書、変更届出書、公益社団・財団法人の事業報告等に係る提出書類、定款
資産取得資金	公益認定申請書・移行認定申請書、変更認定申請書、変更届出書、公益社団・財団法人の事業報告等に係る提出書類、内規（特定資産管理規程等）
特定費用準備資金	公益認定申請書・移行認定申請書、変更認定申請書、変更届出書、公益社団・財団法人の事業報告等に係る提出書類、内規（特定資産管理規程等）

《(3) 過年度遡及会計基準》

24. 27年度報告においては、過年度遡及会計基準について原則適用とするのではなく、本基準の企業への適用状況、公益法人の実態等に鑑み、「自主的に適用することは妨げない」という取扱いが示された。また、27年度報告においては、「公益法人が会計監査を受ける場合の取扱いについては、別途、日本公認会計士協会において、ご検討いただきたい。」という取扱いも示されたところである。

この点に関して、会計方針や表示方法の変更、過去の誤謬の訂正があった場合には、過年度遡及会計基準を適用することにより、「財務諸表の期間比較可能性及び企業間の比較可能性が向上し、財務諸表の意思決定有用性を高めることができる」という趣旨は、非営利組織における財務報告の目的を達成する観点からも、企業と公益法人の間で違いはないため、監査対象となるような公益法人においては、通常、過年度遡及会計基準を適用することとなる。

《2. 公益法人会計基準適用時の取扱い》

25. 平成16年会計基準（公益法人会計基準の改正等について（平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ））から公益法人会計基準へ会計基準を変更する場合は、運用指針の附則において定める経過的な取扱いに従うこととなる。

また、初めて適用した事業年度においては、「重要な会計方針」の冒頭に、「当事業年度から「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）を採用している」旨を明示する。

《Ⅳ 適用》

26. 本報告は、平成 22 年 3 月 12 日以後終了する監査から適用する。
27. 「非営利法人委員会報告第 34 号「公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における監査上の取扱い」の改正について」（平成 24 年 4 月 10 日）については、平成 24 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。
28. 「非営利法人委員会実務指針第 34 号「公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における監査上の取扱い」の改正について」（平成 25 年 1 月 15 日）については、平成 25 年 1 月 15 日から適用する。
29. 「非営利法人委員会実務指針第 34 号「公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人における監査上の取扱い」の改正について」（平成 28 年 9 月 27 日）については、平成 29 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。

《付録 独立監査人の監査報告書の文例》

以下において、公益法人会計基準を適用した財務諸表について法定監査を実施する場合の監査報告書の文例（無限責任社員の場合で、公認会計士法第34条の10の4第2項に規定する指定証明であるとき）を示し、実務の参考に供するものとする。

1. 無限定意見

文例1－公益社団・財団法人で法定監査である場合の文例
（公益社団・財団法人で法定監査に準ずる任意監査である場合）

文例2－移行法人で法定監査である場合の文例
（移行法人で法定監査に準ずる任意監査である場合）

文例3－一般社団・財団法人（移行法人を除く。）で公益法人会計基準を適用した財務諸表について法定監査を実施する場合の文例
（一般社団・財団法人（移行法人を除く。）で法定監査に準ずる任意監査である場合）

2. 除外事項付意見

(1) 限定意見

文例4－公益社団・財団法人で法定監査である場合の重要な虚偽表示による限定意見の文例

文例5－公益社団・財団法人で法定監査である場合の監査範囲の制約による限定意見の文例

(2) 否定的意見

文例6－公益社団・財団法人で法定監査である場合の重要な虚偽表示による否定的意見の文例

(3) 意見不表明

文例7－公益社団・財団法人で法定監査である場合の監査範囲の制約による意見不表明の文例

3. 追記情報

文例8－強調事項区分を設けた場合の文例

1. 無限定意見

文例1－公益社団・財団法人で法定監査である場合の文例

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

公益社団（財団）法人〇〇〇〇

理事会 御中（注1）

〇〇〇〇公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇公認会計士事務所

公認会計士 〇〇〇〇 印

（注2）

<財務諸表監査>

私たち（注3）は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益社団（財団）法人〇〇〇〇の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの〇〇事業年度（注4）の貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドラインI-5(1)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びにキャッシュ・フロー計算書（注5）並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たち（注3）の責任は、私たち（注3）が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。私たち（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たち（注3）に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たち（注3）の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たち（注3）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計

方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

私たち（注3）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たち（注3）は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フロー（注6）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<財産目録に対する意見>

私たち（注3）は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、公益社団（財団）法人〇〇〇〇の平成×年×月×日現在の〇〇事業年度（注4）の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

財産目録に対する理事者の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類（注7）と整合して作成することにある。

監査人の責任

私たち（注3）の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類（注7）と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

財産目録に対する監査意見

私たち（注3）は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類（注7）と整合して作成されているものと認める。

利害関係

公益社団（財団）法人〇〇〇〇と私たち（注8）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 宛名については、理事会又は監事等、提出先に応じて決めることができる。

(注2) ① 会計監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明であるときには、以下とする。

- ○ 監 査 法 人
指 定 社 員 公認会計士 ○○○○ 印
業 務 執 行 社 員
- 指 定 社 員 公認会計士 ○○○○ 印
業 務 執 行 社 員

② 会計監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

- ○ 監 査 法 人
代 表 社 員 公認会計士 ○○○○ 印
業 務 執 行 社 員
- 業 務 執 行 社 員 公認会計士 ○○○○ 印

③ 会計監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

- ○ 有 限 責 任 監 査 法 人
指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 ○○○○ 印
業 務 執 行 社 員
- 指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 ○○○○ 印
業 務 執 行 社 員

(注3) 会計監査人が監査法人の場合には、「当監査法人」とする。

(注4) 法人の会計年度の呼称に合わせる。

(注5) 認定法の基準によりキャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、「貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドライン I - 5 (1) の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書」とする。

(注6) 認定法の基準によりキャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、「当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況」とする。

(注7) 公益認定関係書類とは、公益認定申請書・移行認定申請書、定期提出書類、公益社団・財団法人の事業報告等の提出書類をいう。

(注8) 会計監査人が監査法人の場合には、「当監査法人又は業務執行社員」とする。

(公益社団・財団法人で法定監査に準ずる任意監査である場合)

文例1から、根拠条文である「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づき、」の文言を「・・・の規定に基づく監査に準じて、」に変更することになる。

なお、認定法施行規則第28条第1項第1号では、認定法第5条第12号の規定により会計監査人を設置しなければならない公益社団・財団法人以外の法人は、キャッシュ・フロー計算書を作成しないことができることとされているため、キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、キャッシュ・フロー計算書に関する記述を削除することになる。

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

一般社団（財団）法人〇〇〇〇
理事会 御中（注1）

〇〇〇〇公認会計士事務所
公認会計士 〇〇〇〇 印
〇〇〇〇公認会計士事務所
公認会計士 〇〇〇〇 印
(注2)

私たち（注3）は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号（注9）の規定に基づき、一般社団（財団）法人〇〇〇〇の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの〇〇事業年度（注4）の貸借対照表及び損益計算書（公益認定等ガイドラインⅡ－4の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて、貸借対照表内訳表及び正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たち（注3）の責任は、私たち（注3）が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。私たち（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たち（注3）に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たち（注3）の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たち（注3）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

私たち（注3）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たち（注3）は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

一般社団（財団）法人〇〇〇〇と私たち（注8）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） （注2） （注3） （注4） （注8） 文例1に同じ。

（注9） 一般財団法人の場合には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第199条において準用する同法第124条第2項第1号」とする。

（移行法人で法定監査に準ずる任意監査である場合）

文例2から、根拠条文である「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号の規定に基づき、」の文言を「・・・の規定に基づく監査に準じて、」に変更することになる。

文例3—一般社団・財団法人（移行法人を除く。）で公益法人会計基準を適用した財務諸表について法定監査を実施する場合の文例

独立監査人の監査報告書

平成×年×月×日

一般社団（財団）法人〇〇〇〇
理事会 御中（注1）

〇〇〇〇公認会計士事務所
公認会計士 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇公認会計士事務所
公認会計士 〇〇〇〇 印

（注2）

私たち（注3）は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号（注9）の規定に基づき、一般社団（財団）法人〇〇〇〇の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの〇〇事業年度（注4）の貸借対照表及び損益計算書（公益法人会計基準に基づく「正味財産増減計算書」をいう。）並びにその附属明細書並びに財務諸表に対する注記（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たち（注3）の責任は、私たち（注3）が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。私たち（注3）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たち（注3）に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たち（注3）の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たち（注3）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

私たち（注3）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私たち（注3）は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

一般社団（財団）法人〇〇〇〇と私たち（注8）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） （注2） （注3） （注4） （注8） 文例1に同じ。

（注9） 文例2に同じ。

（一般社団・財団法人（移行法人を除く。）で法定監査に準ずる任意監査である場合）

文例3から、根拠条文である「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号の規定に基づき、」の文言を「・・・の規定に基づく監査に準じて、」に変更することになる。

2. 除外事項付意見

(1) 限定意見

文例4－公益社団・財団法人で法定監査である場合の重要な虚偽表示による限定意見の文例

<p><財務諸表監査> (文例1に同じ) 監査人の責任 私たちの責任は、・・・(以下文例1に同じ)・・・監査を実施することを求めている。 監査においては、・・・(以下文例1に同じ)・・・検討することが含まれる。 私たちは、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>限定付適正意見の根拠 公益社団(財団)法人〇〇〇〇は、・・・について、・・・ではなく、・・・により計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠していれば・・・を計上することが必要である。この結果、・・・は〇〇百万円過大(過少)に表示されている。</p> <p>限定付適正意見 私たちは、上記の財務諸表等が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表等に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益(正味財産増減)及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p>

文例5－公益社団・財団法人で法定監査である場合の監査範囲の制約による限定意見の文例

<p><財務諸表監査> (文例1に同じ) 監査人の責任 私たちの責任は、・・・(以下文例1に同じ)・・・監査を実施することを求めている。 監査においては、・・・(以下文例1に同じ)・・・検討することが含まれる。 私たちは、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>限定付適正意見の根拠 公益社団(財団)法人〇〇〇〇は、・・・している。私たちは、・・・</p>

できなかったため、・・・・・・について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、私たちは、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。

限定付適正意見

私たちは、上記の財務諸表等が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表等に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(2) 否定的意見

文例6－公益社団・財団法人で法定監査である場合の重要な虚偽表示による否定的意見の文例

<財務諸表監査>

（文例1に同じ）

監査人の責任

私たちの責任は、・・・・（以下文例1に同じ）・・・・監査を実施することを求めている。

監査においては、・・・・（以下文例1に同じ）・・・・検討することが含まれる。

私たちは、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

不適正意見の根拠

公益社団（財団）法人〇〇〇〇は、・・・・について、・・・・ではなく、・・・・により計上している。我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠していれば・・・・を計上することが必要である。この結果、・・・・は〇〇百万円過大（過少）に表示されている。

不適正意見

私たちは、上記の財務諸表等が、「不適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表等に及ぼす影響の重要性に鑑み、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないものと認める。

(3) 意見不表明

文例7－公益社団・財団法人で法定監査である場合の監査範囲の制約による意見不表明の文例

<財務諸表監査>

（文例1に同じ）

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明の根拠

私たちは、・・・(意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかった理由を記載する。)・・・、他の監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、私たちは、・・・に関連する項目に関して、何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった。

意見不表明

私たちは、「意見不表明の根拠」に記載した事項の財務諸表等に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかったため、財務諸表等に対して意見を表明しない。

3. 追記情報

文例8－強調事項区分を設けた場合の文例

<財務諸表監査>

(文例1に同じ)

監査意見

私たちは、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

財務諸表に対する注記Xに記載されているとおり、公益社団（財団）法人〇〇〇〇は住民から集団提訴されており、当該訴訟の最終結果に不確実性がある。（注10）

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

公益社団（財団）法人〇〇〇〇と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注10) 不確実性を強調するに当たって、監査人は、財務諸表に対する注記で使用されているのと同じ用語を使用する。

以 上